

稲城市立公園内におけるキッチンカー（移動販売車）事業者

登録要項（令和3年10月）

（公募の目的）

北緑地公園を活用し、公園等の魅力づくりや活性化の一環として、キッチンカー（移動販売車）（以下「キッチンカー」という。）を利用した飲食物の販売を行い、公園利用者の利便性の向上を図ることを目的とする。

（事業者登録資格）

キッチンカー事業者として登録（以下「事業者登録」という。）をしようとする者は、次の各号に掲げる資格要件の全てを有する者とする。

- (1) 公募の目的に賛同し、協力する者
- (2) 食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る保健所発行の営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方。東京都内の許可）を有している者
- (3) キッチンカーを保有又はリースしている者（ただし、リース車で出店する場合は、車検証の使用者と保健所発行の営業許可証の名義が同一であること。）
- (4) 事業者登録申請の審査における確認作業のため、関係機関等に身分照会をすることに同意する者

（事業者登録の除外）

事業者登録資格の要件を有していても、次に掲げる事項に該当する者は登録を認めない。

- (1) 申請時点において食品衛生法に基づく営業停止処分を受けている者
- (2) 銀行取引停止処分を受けている者
- (3) 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- (4) 禁錮以上の刑に該当する罪を犯した容疑をもって勾留又は起訴された者で、判決が確定していない者及び有罪判決を受け、刑期又は執行猶予期間が満了していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者である者
- (6) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められた者

(登録審査)

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団（以下「財団」という。）は、キッチンカー事業者登録申請書を受理した後に審査し、適格者に対し公園内においてキッチンカー事業者登録を行う。なお財団は、登録審査の過程等において必要に応じ、関係機関等に身分照会等を行うことがある。

(登録審査時提出書類及び提出方法等)

出店登録者となろうとする者は、次の書類を指定された期日までに財団に提出しなければならない。

- (1) キッチンカー事業者登録申請書兼事業企画書
- (2) 申請者が法人の場合は、法人の事業概要書（会社案内でも可）
- (3) 販売車両写真画像
 - ①前面からの写真でナンバープレートが確認できる写真
 - ②側面からの写真
 - ③後方からの写真
- (4) 出店営業を行う品目に係る全ての営業許可書の写し（東京都内の保健所発行したもの）
- (5) 食品衛生責任者証の写し
- (6) 生産物賠償保険（PL保険）の保険加入証明書の写し
- (7) 車検証の写し及びリース契約書の写し
- (8) 出店者の運転免許証の写し
- (9) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

2 提出方法は、郵送（締切日必着）又は持参とする。

3 提出先は、公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団とする。

☎206-0821 東京都稲城市長峰 1-1 稲城市総合体育館

4 問い合わせ先は次のとおり。

公益財団法人いなぎグリーンウェルネス財団公園管理係

電話 042-331-7156

E-mail zaidan11inagi@yahoo.co.jp

(事業者登録の通知)

財団は、提出された書類等を審査し、事業者登録資格要件を満たす事業者に対しては、事業者登録がされた旨を通知する。ただし、事業者は、事業者登録内容等に変更が生じた場合は財団に報告しなければならない。

(稲城市立公園内行為許可申請書及び出店希望表の提出)

事業者登録がされた者(以下「登録事業者」という。)は、出店申請書類として以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 稲城市立公園内行為許可申請書
- (2) 出店希望表

これらの書類はすべてメールによる提出とする。

(出店希望日の調整、出店日の決定)

ひとつの公園における一日の出店は、**3**事業者を上限とする。なお、上限を超える事業者の希望が重なる日については、財団は前項にある出店申請書類のメール着信順を以って出店希望を調整し、これを出店日とする。(なお出店営業品目の調整は致しません。同一営業品目が重複することがあることを御承知願います。)

(出店許可)

財団は、出店申請書類を確認のうえ、稲城市立公園内行為許可書(以下「許可書」とする)を発行する。許可書発行に併せて、出店日を財団が指定する。

(出店場所及び出店可能時間)

キッチンカーの出店場所は、各公園内の指定場所(別紙)とする。出店可能時間は、9時00分から17時00分までとする。

(出店可能期間)

登録事業者は、2か月ごとに出店を申請できる。

(出店希望日の追加及び変更)

出店事業者は、許可書を受領後に、追加して出店希望日を設けたい場合は、新たに出店申請書をメールで提出しなければならない。

財団は、ひとつの公園における追加出店希望日の出店事業者が1日**3**事業者以内ならばメール着信順にこれを許可する。

出店事業者は、悪天候や出店事業者側の都合で出店ができなくなった場合、当該出店日の12時00分までに財団が指定するメールアドレス宛に出店しない旨の連絡をしなければならぬ。

出店日の確定後に、稲城市又は財団の都合により出店日を変更する必要がある場合は、出店事業者は変更の協議に応じ原則として稲城市または財団の指示に従わねばならない。

(出店日の公表)

財団は、出店事業者の出店日が確定した段階で、財団及び稲城市のホームページにおいて公表する。

なお、出店日の公表後に出店日の追加等の手続きがされ、これが許可された場合は、その都度にホームページを更新する。

(販売可能品目)

営業許可証の範囲内の飲食物とする。(酒類の販売は、許可を得ている場合は認める。)

(公園使用料の納入の手続)

出店事業者は、出店月が終了後、翌月の5日までに出店売上報告書を作成し、当該月の総売上額を財団に報告しなければならない。

財団は、出店事業者から提出された当該月の総売上額に100分の5を乗じた額(1円未満は切捨て)を出店事業者公園使用料として請求する。

出店事業者は、指定日までに財団が指定する口座に入金しなければならない。

(出店事業者が遵守すべき事項)

出店事業者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 食品衛生法に定める衛生基準等を遵守しなければならない。
- (2) 出店事業者は、必ずゴミ箱をキッチンカー直近の見やすい場所に設置し排出されるごみは分別すること。
- (3) 出店事業者は、キッチンカーの周辺の清掃を行わなければならない。
- (4) 出店事業者は、ゴミ箱に廃棄されたごみはすべて持ち帰らなければならない。
- (5) 園内での汁物や油類の廃棄は厳禁とする。
- (6) 公園内の水道、電気の利用は禁止する。
- (7) 出店中はBGM等の使用はしてはならない。
- (8) 拡声器等を用いて、呼び込みやPRをしてはならない。
- (9) 出店事業者は、生産物賠償責任保険(PL保険)に加入し、出店販売行為に伴い発生した食中毒等の事故に対して、賠償の責任を負うものとする。
- (10) 公園内の設備及び構築物等に損害を与えた場合は、出店事業者の責任と負担で原状回復しなければならない。
- (11) 出店による事故や苦情等のトラブルは出店事業者が迅速に対応すること。なお、発生したトラブル等については、その内容等を財団に速やかに報告しなければならない。
- (12) 本要項に定めるもののほか、関係法令等を遵守しなければならない。
- (13) 稲城市及び財団職員の指示には従わねばならない。

(出店事業者の協力義務)

出店事業者は、脱プラスチックの観点から可能な範囲で脱プラスチック対策に協力しなければならない。また、財団又は稲城市からのアンケート調査等については協力しなければならない。

(出店許可の取り消し)

出店事業者が提出した申請書類等に虚偽があった場合や許可条件等を遵守していないと財団及び稲城市が判断した場合は、出店許可を取り消すことができる。出店許可の取り消しにより発生する損失等については一切補償しない。

出店許可を取り消された事業者は、次期以降の出店申請をすることができない。

また決定された出店日に対し、頻繁な休業等、著しく誠意を欠く行為であると財団及び稲城市が判断した場合は、出店許可を取り消すことができる。

出店登録スケジュール

● ステップ1 「事業者登録」 ※必須です

《共通》

- ① 登録を希望する事業者から
登録審査時書類を提出
受付随時

※既に登録を受けている事業者は不要です。但し登録内容に変更が生じている際はお知らせください。

- ② 財団から
事業者登録完了の通知

事業者ごとに随時メール送信する。

出店申請は2か月ごとに行います。このため、事業者登録された事業者は、次の出店受付期間から出店申請できます。

● ステップ2 「出店申請」

- ① 財団から

稲城市立公園内行為許可申請書及び出店希望表のメール送信日
 下記予定表のとおり ※添付ファイルとして一斉送信

② 登録事業者から
 稲城市立公園内行為許可申請書及び出店希望表を提出
 下記予定表のとおり

③ 財団から
 稲城市立公園内行為許可書の送信日
 下記予定表のとおり

出店受付予定表（令和3年11月から）

出店希望期間	出店案内日	出店希望受付日 (メール着信順)	出店カレンダー確定 (許可書送信)
11月～1月	10/28	10/29	11/2
2～3月	出店希望期間の前月 の15日 (15日が休日・祝日 の場合はその翌日)	出店希望期間の前月 の20日 (20日が休日・祝日 の場合はその翌日)	出店希望期間の前月 の25日 (25日が休日・祝日 の場合はその翌日)
4～5月	同上	同上	同上
6～7月	同上	同上	同上
8～9月	同上	同上	同上
10～11月	同上	同上	同上
12～1月	同上	同上	同上
2～3月	同上	同上	同上